

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年2月13日
【四半期会計期間】	第70期 第3四半期 (自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)
【会社名】	株式会社 キ ン グ
【英訳名】	K I N G C o., L t d.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山 田 幸 雄
【本店の所在の場所】	京都市下京区東塩小路高倉町2番の1
【電話番号】	075－681－9110（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 管理部門管掌 石 井 修 二
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田2丁目14番9号
【電話番号】	03－5434－7282
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 管理部門管掌 石 井 修 二
【縦覧に供する場所】	株式会社キング東京本社 (東京都品川区西五反田2丁目14番9号) 株式会社キング大阪店 (大阪府吹田市豊津町1番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第3四半期 連結累計期間	第70期 第3四半期 連結累計期間	第69期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	8,649	8,193	12,260
経常利益 (百万円)	696	717	1,046
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	449	451	647
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	482	580	565
純資産額 (百万円)	19,617	20,034	19,700
総資産額 (百万円)	22,543	22,780	22,839
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	23.37	23.73	33.74
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	87.0	87.9	86.3

回次	第69期 第3四半期 連結会計期間	第70期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	7.01	9.25

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新興国経済の減速懸念や米国新政権下における政策の不確実性の高まりなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

アパレル業界におきましても、先行きの不安感から衣料品に対する節約志向や低価格志向が依然として根強く、非常に厳しい経営環境で推移いたしました。

このような環境のもと当社グループでは、お客様にご満足いただける「強いものづくり」を変わらぬ基軸とし、独自性・複雑性の徹底追求、高品質・高感度な商品作りに引き続き注力すると共に、店頭運営力の更なる向上、生産管理の強化、経費の効率使用に努め、科学（構造式）をベースに、感性（想像力）を駆使して、継続的、安定的に質の高い事業内容を目指すべく取り組みました。

その結果、売上高は前年同期比5.3%減少の81億93百万円、営業利益は前年同期比11.2%増加の4億68百万円、経常利益は前年同期比3.1%増加の7億17百万円となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同期比0.3%増加の4億51百万円となりました。

事業セグメント別の状況は以下のとおりであります。

（アパレル事業）

アパレル事業は「強い商品力と販売力」が最重要課題であるという認識を基に、企画部門は高品質・高感度な付加価値のある「ものづくり」を目指して、ブランドコンセプトの明確化と差別化を徹底し、クリエイション力・MD力を強化して、更なる独自性と複雑性を追求すべく取り組みました。

営業部門は、質の向上を伴った売上高の拡大を最重要課題として認識し、店頭運営力の更なる向上に努めると共に、人材・能力を重視したショップ開発を推進してまいりましたが、衣料品に対する消費者の節約志向は依然として根強く、売上高は前年同期比5.0%減少の75億75百万円、営業利益は前年同期比4.5%増加の5億31百万円となりました。

（テキスタイル事業）

テキスタイル事業は、自己完結型ビジネススタイルを堅持しながら次世代育成も含めた継続性のある組織体制構築に取り組み、一方で「ヴィンテージコレクション」を中心とした意匠力の再整備や、素材・加工方法の開発推進による提案力の向上を推進し、企画提案型テキスタイルコンバーターとしての機能充実と新たな可能性追求に努めましたが、アパレル各社のブランド再編や市場環境を反映した発注抑制による影響が大きく、売上高は前年同期比7.9%減少の6億17百万円、営業利益は前年同期比1.3%減少の10百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

（資 産）

当第3四半期連結会計期間末における総資産は227億80百万円となり、前連結会計年度末比59百万円の減少となりました。

流動資産は118億26百万円となり、前連結会計年度末比3億92百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加等によるものであります。また、固定資産は109億53百万円となり、前連結会計年度末比4億51百万円減少いたしました。これは主に、投資その他の資産の減少によるものであります。

(負 債)

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は27億45百万円となり、前連結会計年度末比3億92百万円の減少となりました。

流動負債は19億4百万円となり、前連結会計年度末比5億1百万円減少いたしました。これは主に、未払法人税等及び賞与引当金の減少等によるものであります。また、固定負債は8億41百万円となり、前連結会計年度末比1億8百万円増加いたしました。これは主に、繰延税金負債及び長期借入金の増加によるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は200億34百万円となり、前連結会計年度末比3億33百万円増加いたしました。これは主に、利益剰余金及びその他有価証券評価差額金の増加によるものであります。

なお、自己資本比率は、87.9%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付等がなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主に、① アパレル市場におけるミッシー・ミセスゾーンで長年にわたって培ってきたブランド力、② ベターアップ商品でのクリエイション展開に特化しての高感度・高品質な商品開発力、③ 優れた製品品質とそれを支える技術力、並びに、高い生産性と縫製技術による生産・供給体制、④ 当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、⑤ 充実した教育を受け豊富な販売経験を有する当社のファッション・アドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼等にあり、これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

当社は、上記方針に基づき、平成28年5月9日開催の取締役会において、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである買収防衛策の導入、変更、継続、廃止及び発動にあたり、株主の意思を法的により明確な形で反映させるべく、平成28年6月29日開催の定時株主総会における株主の承認を条件として当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、「本プラン」という)の更新を決議いたしました。

なお、平成28年6月29日開催の当社定時株主総会において「本プラン」につき、当社株主の皆様のご承認をいただいております。

「本プラン」の概要は以下のとおりであります。

(a)本プランの概要

①本プランの手續の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株式等に対する買付等もしくはこれに類似する行為またはその提案が行われる場合に、買付等を行う者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手續を定めるものです。

②新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手續に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、対抗措置として買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」という）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権の無償割当て（会社法第277条以降に規定される）の方法により割り当てます。

③取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、または社外の有識者から構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会は、当社取締役会に対し、本プラン所定の場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の皆様の意思を確認するよう勧告することがあります。

④本新株予約権の行使等による買付者等への影響

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化される可能性があります。

⑤対象となる買付等

本プランは下記(イ)または(ロ)に該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除く。当該買付行為を、以下「買付等」という）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」という）は、予め本プランに定める手續に従うこととします。

(イ)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付

(ロ)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b)本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであります。

したがって、当社取締役会は、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	95,572,000
計	95,572,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	24,771,561	24,771,561	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	24,771,561	24,771,561	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年12月31日	—	24,771,561	—	2,346	—	8,127

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,765,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,994,800	189,948	—
単元未満株式	普通株式 11,061	—	—
発行済株式総数	24,771,561	—	—
総株主の議決権	—	189,948	—

(注) 1. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式28株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キング	東京都品川区西五反田2丁目14番9号	5,765,700	—	5,765,700	23.28
計	—	5,765,700	—	5,765,700	23.28

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の「自己株式等」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている京都監査法人は、平成28年12月1日に名称を変更し、PwC京都監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)		
	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,687	8,001
受取手形及び売掛金	1,359	※1 1,086
商品	2,036	2,316
原材料及び貯蔵品	31	51
繰延税金資産	119	45
その他	217	336
貸倒引当金	△17	△10
流動資産合計	11,434	11,826
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,878	1,760
土地	3,558	3,558
その他（純額）	303	280
有形固定資産合計	5,740	5,598
無形固定資産	472	552
投資その他の資産		
投資有価証券	1,305	1,503
長期貸付金	5	6
投資不動産（純額）	2,411	2,399
差入保証金	728	664
その他	758	245
貸倒引当金	△18	△17
投資その他の資産合計	5,191	4,801
固定資産合計	11,404	10,953
資産合計	22,839	22,780

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	960	※1 925
短期借入金	380	380
未払法人税等	224	66
賞与引当金	254	83
役員賞与引当金	21	13
その他	565	436
流動負債合計	2,406	1,904
固定負債		
長期借入金	-	30
繰延税金負債	3	68
退職給付に係る負債	225	214
資産除去債務	107	100
長期未払金	167	167
その他	229	259
固定負債合計	732	841
負債合計	3,138	2,745
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,346	2,346
資本剰余金	8,127	8,127
利益剰余金	10,605	10,809
自己株式	△1,705	△1,705
株主資本合計	19,372	19,576
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	305	442
退職給付に係る調整累計額	22	15
その他の包括利益累計額合計	328	457
純資産合計	19,700	20,034
負債純資産合計	22,839	22,780

(2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	8,649	8,193
売上原価	3,684	3,544
売上総利益	4,964	4,648
販売費及び一般管理費	4,543	4,180
営業利益	420	468
営業外収益		
受取利息	10	7
受取配当金	29	32
受取地代家賃	299	281
貸倒引当金戻入額	6	7
その他	36	24
営業外収益合計	384	352
営業外費用		
支払利息	2	2
賃貸費用	104	98
その他	1	2
営業外費用合計	108	103
経常利益	696	717
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産除却損	18	44
特別損失合計	18	44
税金等調整前四半期純利益	677	673
法人税、住民税及び事業税	133	140
法人税等調整額	95	82
法人税等合計	228	222
四半期純利益	449	451
(内訳)		
親会社株主に帰属する四半期純利益	449	451
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	29	136
退職給付に係る調整額	3	△6
その他の包括利益合計	32	129
四半期包括利益	482	580
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	482	580
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当第3四半期連結会計期間(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)
該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
該当事項はありません。

(会計方針の変更)

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ9百万円増加しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
該当事項はありません。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、以下の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形	一百万円	6百万円
支払手形	一百万円	36百万円

○ 保証債務

連結会社以外による金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
パートナーショップ等 19件 15 百万円		パートナーショップ等 10件 9 百万円

(四半期連結損益及び包括利益計算書関係)

四半期連結財務諸表規則第69条第3項の規定に基づき、注記を省略しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間における減価償却費（無形固定資産、投資その他の資産に係る償却費を含む）は以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
減価償却費	340百万円	296百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月8日 取締役会	普通株式	289	15	平成27年3月31日	平成27年6月11日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成27年8月10日開催の取締役会決議に基づき自己株式45,000株、平成27年11月17日開催の取締役会決議に基づき自己株式259,600株を、それぞれ取得いたしました。この結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が130百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が17億5百万円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月9日 取締役会	普通株式	247	13	平成28年3月31日	平成28年6月13日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

	報告セグメント			調整額 (注)1 (百万円)	四半期連結 財務諸表計上額 (注)2 (百万円)
	アパレル 事業 (百万円)	テキスタイル 事業 (百万円)	計 (百万円)		
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	7,978	670	8,649	—	8,649
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	17	33	50	△50	—
計	7,995	703	8,699	△50	8,649
セグメント利益	508	10	518	△97	420

(注) 1. セグメント利益の調整額△97百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△97百万円が含まれております。

尚、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

	報告セグメント			調整額 (注)1 (百万円)	四半期連結 財務諸表計上額 (注)2 (百万円)
	アパレル 事業 (百万円)	テキスタイル 事業 (百万円)	計 (百万円)		
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	7,575	617	8,193	—	8,193
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	25	19	44	△44	—
計	7,601	636	8,237	△44	8,193
セグメント利益	531	10	541	△73	468

(注) 1. セグメント利益の調整額△73百万円には、セグメント間取引消去1百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△75百万円が含まれております。

尚、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	23円37銭	23円73銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	449	451
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	449	451
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,236	19,005

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月13日

株 式 会 社 キ ン グ
取 締 役 会 御 中

PwC京都監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 源 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 若 山 聡 満 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キングの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キング及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。